

科学研究実験開発活動 (SR&ED) に関する 優遇税制プログラム

ファクトシート

カナダ政府は、科学研究実験開発 (SR&ED) 優遇税制によって技術革新と起業精神を支援している。2014年にカナダで研究開発を実施している企業が受けた科学研究実験開発投資税控除は31億ドルを上回り、カナダの州および準州が提供している研究開発優遇税制を加えると、この額はさらに増加した¹。こうした税制に基づいたカナダの研究開発支援は、上限も設けられておらず、国際的な標準から見ても非常に手厚いものといえる。また、カナダの科学研究実験開発優遇税制は、利用しやすさの点でも企業に優しい運用がなされている。

研究開発コストを節約

カナダに拠点を置き研究開発投資を行う企業は、その規模、産業部門、技術分野を問わず、科学研究実験開発優遇税制の対象になる。連邦政府の科学研究実験開発税控除と州・準州政府が提供する研究開発税控除は、研究開発の経常支出を企業所得から全額控除できる法人税規定とは別に、付加的な税効果が得られる制度である。

科学研究実験開発優遇税制は、カナダ国内で行われる適格な研究開発の直接社内コストに適用される。適用対象活動に含まれるのは、実験開発、応用研究、基礎研究、その支援活動の一部である。支援活動としては、エンジニアリング、設計、オペレーションズリサーチ、数理解析、コンピュータープログラミング、データ収集、試験、心理学的研究などが含まれる。

税控除の適用外となる活動には、市場調査や販売促進、材料・装置・製品・プロセスの品質管理や定期検査、社会科学・人文科学の研究、新規・改良材料・装置・製品の商業用生産、または新規・改良プロセスの商業利用、形状変更、定期的データ収集、鉱物・石油・天然ガスの探査・踏査・掘削・生産などがある。

適用対象となる支出には、適用対象の研究開発活動に直接従事する従業員の給与・賃金、間接支出、原料費用などがある。機械、設備、建物などの資本支出は科学研究実験開発優遇税制の対象とはならないが、減価償却費 (資本コストの控除) として企業所得からの控除対象となる可能性がある。

科学研究実験開発優遇税制では、以下の支出も対象としている。

- 申請者に代わって受託業者が実施した科学研究実験開発の契約関連支出²
- カナダ国外で実施された科学研究実験開発活動に伴い当該企業が支出した給与・賃金³
- 間接支出 (簡略な代用法による計算可⁴)

以上の点から、カナダの科学研究実験開発優遇税制は、先進諸国の中で最も手厚く、利用しやすい研究開発優遇税制のひとつであるといえることができる。

- 1 企業は、科学研究実験開発投資税控除を還付方式で受けることも、納税額の軽減のかたちで受けることもでき、またはその両方の併用が可能なこともある。
- 2 委託契約に基づく支出は、科学研究実験開発支出として認められ、当該支出の80%が、投資税控除上、適格科学研究実験開発支出額と認められる。独立当事者間以外の科学研究実験開発業務委託契約により発生した支出は、投資税控除上、適格な科学研究実験開発支出とはみなされない。ただし、申請者と独立当事者以外の業務実施者は規定の用紙 (例えば 様式 T1146 など) を提出することにより、業務実施者が科学研究実験開発業務のために支出した適格支出の全額または一部を申請者 (支払者) に移転し、投資税控除を適用することが可能である。
- 3 当該企業がその年にカナダ国内で行った科学研究実験開発業務に直接起因する給与・賃金総額の10%を上限とする。
- 4 科学研究実験開発に伴う実際の間接費用およびその他支出を個々に特定する従来型の方法に代わり、代用法では、科学研究実験開発活動の直接給与・賃金の最大55%に基づいて算定する代用額を使用することが認められている。

科学研究実験開発優遇税制

科学研究実験開発優遇税制は、(1) 課税所得額を低減する控除、および(2) 投資税控除、という2種類の優遇税制を用意している。具体的な内容は、次のとおりである。

1. 企業は、科学研究実験開発支出を所得から控除することにより当該年度の納税額を減少させる、または、科学研究実験開発支出を繰り越して将来の納税額を減少させることができる(繰り越しの年限は定められていない)。
2. 企業は、科学研究実験開発投資税控除を還付方式で受けることも、納税額の軽減のかたちで受けることもでき、またはその両方の併用が可能なおもある。

外国企業がカナダの科学研究実験開発優遇税制の適用対象となるには？

- a. 外国の親会社のカナダ子会社を通す — カナダ子会社が自社のため、または外国の親会社のために受託契約によって、適用対象となる研究開発活動をカナダ国内で行う場合、適格な支出を控除し15%の税額控除を申請することにより、カナダでの納税額を減らすことができる。この税控除は非還付で、当該年度に適用、あるいは過去3年間に繰り戻しまたは将来20年間の繰り越して、あるいはそれらを併用して、連邦納税額を減少させるために利用が可能である。この税控除の申請対象となる科学研究実験開発支出額の上限は設けられていない。
- b. カナダ人が支配権を有する非上場企業(CCPC)を通じて — 外国企業もカナダでCCPCと認められる企業を設立することができる。CCPCの定義やその他企業形態についての詳しい情報は、[カナダ歳入庁ホームページ](#)を参照のこと。

カナダ人が支配権を有する非上場企業(CCPC)は、適格な科学研究実験開発支出額の35%の還付型税控除を受けすることができる。この上限は、年間支出額300万ドル¹、還付型税控除額としては105万ドルであり、科学研究実験開発年間支出額の300万ドルを超えた部分については、控除率は15%に下がり、そのうち40%が還付可能である(表1参照)。

表 1

連邦の科学研究実験開発優遇税制の適用例。数字は適格な支出500万ドルに対するもの(単位:カナダドル)

企業類型	科学研究実験開発支出	税控除率	還付率	還付可能税控除額(税払い戻し)	非還付税控除(納税額の削減)
外国人支配企業、およびカナダ人支配非上場企業(CCPC)に当てはまらない企業	300万ドルまで	15%	非該当	非該当	\$450,000
外国人支配企業、およびカナダ人支配非上場企業(CCPC)に当てはまらない企業	残りの200万ドル	15%	非該当	非該当	\$300,000
総額	非該当	非該当	非該当	非該当	\$750,000
カナダ人支配非上場企業(CCPC)	300万ドルまで	35%	100%	\$1,050,000	非該当
カナダ人支配非上場企業(CCPC)	残りの200万ドル	15%	40%	\$120,000	\$180,000
総額	非該当	非該当	非該当	\$1,170,000	\$180,000

独自の研究開発優遇税制を設けている州または準州で研究開発を実施する場合には、当該企業への研究開発助成の総額が増加する。プリンス・エドワード・アイランド州、ヌナブト準州、ノースウェスト準州を除くすべての州と準州には、管轄区域内で行われる研究開発活動に対する独自の優遇税制がある(各州・準州の税控除率は表2を参照)。

1 前年度の課税所得が50万ドルを超えている場合、または前年度の課税対象資本が1,000万ドルを超えている場合には、適格支出の限度額(最高300万ドル)が引き下げられる。



州の研究開発税控除は連邦の科学研究実験開発税控除の基準額から差し引かなければならないが、節税額を合計すると、連邦の税控除のみの場合と比べて節税額が最大2倍となる。州研究開発税控除は州の納税額を軽減するほか、多くの州は、研究開発税控除の還付を行っている。州の研究開発税控除は連邦の科学研究実験開発税控除の基準額から差し引かなければならないが、節税額を合計すると、連邦の税控除のみの場合と比べて節税額が最大2倍となる。州研究開発税控除は州の納税額を軽減するほか、多くの州は、研究開発税控除の還付を行っている。

表 2¹

連邦と州・準州を合わせた科学研究実験開発税控除

外国人支配企業およびCCPC非適格企業					
州・準州	州・準州税控除率	州・準州税控除還付	連邦税控除率	連邦税控除還付	州・準州と連邦をあわせた税控除率 ²
アルバータ	10%	可	15%	不可	23.5%
ブリティッシュ・コロンビア	10%	不可	15%	不可	23.5%
マニトバ	20%	可 ³	15%	不可	32%
ニューブランズウィック	15%	可	15%	不可	27.75%
ニューファンドランド・ラブラドール	15%	可	15%	不可	27.75%
ノバスコシア	15%	可	15%	不可	27.75%
オンタリオ ^{4,5}	4.5%	不可	15%	不可	18.825%
プリンス・エドワード・アイランド	非該当	非該当	15%	不可	15%
ケベック ⁶	14%	可	15%	不可	26.9%
サスカチュワン	10%	可	15%	不可	23.5%
ヌナブト	非該当	非該当	15%	不可	15%
ノースウェスト	非該当	非該当	15%	不可	15%
ユーコン ⁷	15%	可	15%	不可	27.75%

カナダ人支配非上場企業 (CCPC)					
州・準州	州・準州税控除率	州・準州税控除還付	連邦税控除率	連邦税控除還付	州・準州と連邦をあわせた税控除率
アルバータ	10%	可	35%	可	41.50%
ブリティッシュ・コロンビア	10%	可	35%	可	41.50%
マニトバ	20%	可	35%	可	48.00%
ニューブランズウィック	15%	可	35%	可	44.75%
ニューファンドランド・ラブラドール	15%	可	35%	可	44.75%
ノバスコシア	15%	可	35%	可	44.75%
オンタリオ	10% +4.5%	可/不可	35%	可	44.43%
プリンス・エドワード・アイランド	非該当	非該当	35%	可	35.00%
ケベック	30%	可	35%	可	54.5%
サスカチュワン	10%	可	35%	可	41.5%
ヌナブト	非該当	非該当	35%	可	35.00%
ノースウェスト	非該当	非該当	35%	可	35.00%
ユーコン	15%	可	35%	可	44.75%

1 このページのすべての注は外国人支配企業とカナダ人支配企業の両方に該当する。
 2 州・準州と連邦をあわせた税控除を算定するには、連邦税控除の基準額から州・準州の適用税控除が差し引かれる。
 3 マニトバ州の適格な機関と共同研究開発を行う企業については全額が還付、自社内研究開発については50%の還付が認められる。
 4 オンタリオ州の革新税控除 (OITC, 10%) は還付可能であり、所有者状況に係らずすべての企業が利用できる。この制度による税金控除の上限額は30万ドルで、前年度の連邦課税所得が50万ドルを超えると徐々に低減され、80万ドルでゼロとなる。
 5 オンタリオ州研究開発税控除 (ORDTC, 4.5%) の還付はなく、この税控除算定においては、OITCを含めて政府から受けた支援が適格支出から差し引かれる。
 6 ケベック州研究開発税控除においては研究開発活動の賃金のみが適用対象となる。
 7 ユーコン準州は、ユーコンカレッジと共同で行われる研究開発については20%の税額控除を認めている。



科学研究実験開発プログラムの運用: カナダ歳入庁

カナダ政府ではカナダ歳入庁 (CRA) が科学研究実験開発プログラムを所管しており、科学研究実験開発優遇税制の利用を支援するために様々なサービスとツールを提供している。

動画 – 科学研究実験開発プログラムに関する情報提供用の動画が4つ用意されており、カナダ歳入庁のホームページとYouTubeチャンネルで閲覧することができる。4つの動画のテーマは「科学研究実験開発プログラムの概要」、「科学研究実験開発優遇税制の対象となる活動と支出の種類」、「科学研究実験開発投資税控除算定方法」、「申請方法」である (<http://www.cra-arc.gc.ca/vdgllyr/bsnss/srs-tx-ncntv-prgrm-eng.html> を参照)。

ウェビナー – 参加費無料のウェビナーで科学研究実験開発プログラムの概要、適格要件、適格な支出の種類、申請方法などの情報を得ることができる。ウェビナーは年間を通じて開講されている (<http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/smnrs/wbnrs-eng.html> を参照)。

申請前プロジェクト審査 (PCPR) サービス – 同サービスは企業の計画や投資意思決定を支援するための無料相談サービスであり、科学研究実験開発優遇税制の対象となる研究開発活動の特定、研究開発プロジェクトの適格性に関して煩雑な書類作成を必要としない予備の助言の提供、申請のために保存が必要な資料の種類を企業が理解するための補佐などを行っている。同サービスは科学研究実験開発優遇税制の申請を行う前に利用することができ、研究開発活動過程の初期、または活動開始前に受けることが理想的である。このサービスによって、研究開発活動の科学研究実験開発優遇税制に対する適格性について、当初からより確実な見込みを得ることが可能となる (<http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/pcpr-eng.html> を参照)。

新規申請者向けサービス (FTCAS) – この無料サービスは、新規の申請者を科学研究実験開発担当職員に紹介し、企業が質問への回答を得、将来の申請をより円滑に行うための情報を入手することをより容易にする。科学研究実験開発担当職員は初めて申請を行う企業の事業所に出向き、科学研究実験開発プログラムの理解を助け、当該企業にあわせて情報提供セッションを行う。担当職員はまた、適格な業務や対象となる費用をどのように特定するか、申請の裏づけとなる文書記録やその他証拠をどのように特定するか、などについての助言も提供する (<http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/ftcs-eng.html> を参照)。

アカウントエグゼクティブ (AE) サービス – このサービスでは、希望する企業に対して、科学研究実験開発プログラム職員の中から、アカウントエグゼクティブとして特定の担当者を定める。このサービスは無料で、一般に、企業が初めての申請を行い科学研究実験開発プログラムの審査を受けた後に利用することができる (<http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/accxs-eng.html> を参照)。

自己評価学習ツール (SALT) – SALTはオンラインのツールで、具体的な質疑応答や例示によって、企業が科学研究実験開発プログラムの理解を深めるための支援をする。また、企業のプロジェクトに適格な科学研究実験開発活動が含まれているか否かの判断や、企業の活動が科学研究実験開発プログラムにどの程度適格かを評価する他、結果として得られる投資税控除額を推算する支援も提供する (<http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/slt-eng.html> を参照)。

科学研究実験開発プログラムの方針に関する情報はすべて、「科学研究実験開発」に該当する活動を明示したカナダ歳入庁の解説書、Eligibility of Work for [SR&ED Investment Tax Credits Policy](#)を含め、同庁のホームページに掲載されている (<http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/clmng/clmngsrde-eng.html>を参照)。

適格な活動や申請方法の具体的な詳細など、科学研究実験開発プログラムに関する詳しい情報は、[カナダ歳入庁ホームページ](#) <http://www.cra-arc.gc.ca/txcrdt/sred-rsde/menu-eng.html> を参照のこと。